

○藤枝市老人クラブ事業費補助金交付要綱

平成17年4月1日

告示第200号

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉の増進を図るため、藤枝市内の単位老人クラブ（以下「老人クラブ」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助の対象は、次の各号に掲げる活動に要する経費とする。

- (1) 老後の生活を健康で生きがいのあるものにするための活動
- (2) 研修会や講習会などの教養を深めるための活動
- (3) 明るい地域づくりを進めるための奉仕活動
- (4) 共に支え合うための友愛活動
- (5) 趣味活動などのレクリエーションを主とする活動
- (6) グランドゴルフや輪投げなどの運動を主とする活動
- (7) その他市長が認める活動

2 補助額 前項に掲げる経費で57,600円を限度とする。ただし、当該年度の前年度において、新たに会員となった者がいる老人クラブに対しては、新規会員獲得加算金として当該年度の前年度において新たに会員となった者の数に1,000円を乗じて得た額を加算する。

(交付の申請)

第3条 老人クラブは補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 団体の規約（規約を定めている老人クラブに限る）
- (4) 構成員名簿（第4号様式）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 概算払の承認を受けようとする場合は、前項の規定による交付申請の際、併せて申請しなければならない。

3 前2項に規定する申請書等は、市長が別に定めた日までに提出しなければならない。

ない。

- 4 資金状況調べの提出は、規則第4条第3項により省略する。
- 5 概算払の支払は原則として、6月に行うものとする。

(交付の決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る事業（以下「補助事業」という。）の目的及び内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（第5号様式）により通知する。

- 2 前項の交付決定において、市長は、補助金の対象となる事業経費を明確にするように指導するとともに、直接公益的な事業に結びつかないもの及び社会通念上公金でまかなうことが不適切なもの（交際費、慶弔費、飲食費及び懇親会費等）については、補助金をもって支出しないよう老人クラブに指導するものとする。

(交付の条件)

第5条 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合
- (3) 補助事業の経費の配分及び事業内容について変更しようとする場合

(変更の承認申請)

第6条 老人クラブは、前条の規定により市長の承認を受けようとする場合は、変更承認申請書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書（第7号様式）
- (2) 変更収支予算書（第8号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(変更の承認決定)

第7条 市長は、前条の規定により変更の承認申請があった場合は、当該申請に係る変更の内容を審査し、変更を承認するときは、変更承認書（第9号様式）により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 老人クラブは、補助事業が完了したときは、補助対象事業が完了した日から起算して10日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度

の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書（第10号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績書（第11号様式）
- (2) 収支決算書（第12号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類  
（補助金の確定）

第9条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、必要に応じ現地調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し通知（第13号様式）する。

（請求）

第10条 老人クラブは、前条の通知書を受領した日から起算して14日を経過した日までに請求書（第14号様式）を提出しなければならない。

（概算払請求）

第11条 補助金の交付の目的を達成するため、特に市長が認めるときは、概算払請求書（第15号様式）により補助金の交付を請求することができる。

附 則（平成17年藤枝市告示第200号）

この告示は、公示の日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。

附 則（平成19年藤枝市告示第35—2号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年藤枝市告示第29号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の藤枝市老人クラブ事業費補助金交付要綱は平成21年度分の補助金実績報告から適用する。

附 則（平成23年藤枝市告示第114号）

（施行期日）

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第8条の規定は、平成23年度分の補助金から適用し、同年度前の補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成25年藤枝市告示第2号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成30年藤枝市告示第63号）

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第2条の規定は、平成31年度分の補助金から適用し、同年度前の補助金については、なお従前の例による。